

特例事項及び適用除外について

24 「特例事項」「適用除外」(案)

配慮基準の中で、基準の一部を適用させない「**特例事項**」、基準の全てを適用せずに国の基準に準じる「**適用除外**」を定める施設の種類の種類、規模など(案)は、次のとおり。

| No. | 工 種 別 | 施設の種類の種類 | 特例事項 | 適用除外 |
|-----|--------------------------------------|-------------------|---------|----------------------|
| 1 | 再 工 ネ 発 電 施 設 | 太陽光 | (設定しない) | 建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの |
| 2 | | 風力 | 〃 | (設定しない) |
| 3 | | 中小水力 | 〃 | 〃 |
| 4 | | 地熱 | 〃 | 〃 |
| 5 | | バイオマス | 〃 | 〃 |
| 6 | 再 工 ネ 熱 供 給 施 設 | 太陽熱 | 〃 | 建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの |
| 7 | | 大気中の熱その他の自然界に存する熱 | 〃 | 建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの |
| 8 | | 地熱 | 〃 | (設定しない) |
| 9 | | バイオマス | 〃 | 〃 |

【 委員意見 】

適用除外について、取りまとめ案では、規模如何にかかわらず、設置場所だけで全て適用除外となっている。**規模要件を入れるべき**。他の都道府県の基準でも、大多数が規模要件を設定している。

(児矢野委員)

【 取りまとめ案 】

環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」でも施設の規模によらず、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものはガイドラインの対象から除くと規定されていることから、規模要件は入れず、原案のままにしているか。

特例事項と適用除外について、ご審議をお願いいたします。

配慮基準の見直しについて

基準の見直し(案)

本規則第5条の6第5項の規定により、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとします。

基準の見直し案は、施行規則(5条の6の第5項)の該当部分の完全なコピーなので、あえて明記する意味はない。本年度の自然環境部会及び温対部会の合同会議で複数委員から指摘され確認されたのは、このような施行規則のコピーの挿入ではない。例えば、「施行後3年間は毎年の見直し、その後10年間は2年ごとの見直し、その後は左記10年間の最後の見直し時に妥当と判断された期間における定期的な見直し。但し、必要があると認めるときは、そのつどの見直しを行う。」というような内容にすべき。これは、部会で異論なく確認されているので、事務局の判断により部会における審議の結果が改訂案に反映されていないのは、手続上不適切(制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。)なので、この点の是正について事務局に強く申し入れたい(その他の委員の主な意見★)も参照)。

(児矢野委員)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第5条の6第5項の規定により、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、**本基準の見直しを定期的に行うものとし、その際には北海道環境審議会の意見を聞くものとする。**

理由:「本規則」の明確化及び「本規則」の文言と整合を図るとともに、北海道の状況に鑑み、見直しは「適時」ではなく「定期的」に「また「北海道環境審議会での審議を」行い慎重に進める必要があると考えられるため(その他の委員の主な意見★)も参照)。

(吉中委員)

【取りまとめ案】

規則で「都道府県は、(中略)、必要があると認めるときは、都道府県基準の見直しを行うものとする。」と規定され、他府県も同様に定めていることから、原案のままでいかがか。

基準の見直しについて、ご審議をお願いいたします。

地域の経済及び社会の持続的発展に 資する取組に関する例示について

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組は、地域の将来像を踏まえ、地域循環共生圏の構築や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けてどのように取り組むか検討が必要。

そのため、地域住民などと十分に協議し、地域のニーズに合致するとともに、実現可能な取組になるよう、地域経済への貢献や地域における社会的課題を解決する取組の例は、次のとおり。

| 地域へのメリット | 取組例 |
|----------------|--|
| 地域経済への貢献 | 域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組 |
| | 地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に関する地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組 |
| | 地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組 |
| | 再生可能エネルギーの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組 |
| 地域における社会的課題の解決 | 再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組 |
| | 再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃烧残渣物の有機肥料としての活用等の取組 |
| | 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組 |
| | 耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策 |
| | 市町村における地域活動等の支援 |

【委員意見】

前回の審議会でも質問したが、これは、いかなる位置づけのものなのか、事務局に説明をお願いしたい。道基準に明示する、ということか。原案の記載事項の内容は、「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全」(21条7項)に関する事項ではないので、改正温対法の趣旨からは道基準に明示するべき事項とは思われないため、**削除すべき**という気もするが。

(児矢野委員)

【検討が必要と思われる影響】

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第5項 第5号 ロ により市町村が定める地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組について、市町村が具体的にイメージできるように示した方が良いという委員の意見(令和4年度(2022度)第3回北海道環境審議会後の書面意見より)を踏まえて、令和5年度(2023年度)令和5年度第1回北海道環境審議会で環境省のマニュアルから抜粋したものを初めてお示した。

この例示は、他府県でも同様の記載が見られる。

【取りまとめ案】

「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示」は、削除してはいかがか。

例示の扱いについて、ご審議をお願いいたします。

その他の委員の主な意見について

作業のロードマップの全体像が見えない。親会による、部会や他の審議会（アセス審など）に意見照会をすべきとの意思決定も、全体のロードマップの中に目的合理的にはめこまれ、実現している感じがしない。行き当たりばったりの作業になっている印象。 （児矢野委員）

審議会会議とは別の今回のような各委員からの意見聴取は、審議会における論点形成・整理（審議会における今後の委員間の議論と意思決定の前提）のためのものと理解している。

しかし、これまでの意見聴取の扱い（改訂案の中にある問答集のようなものから）は、あたかも、本来審議会にて委員間でなされるべき審議内容に関して各委員と事務局との間で個別の意見交換がなされているかの如くになっている印象。

事務局は審議会メンバーではないので、委員から送られた意見に対して、事務局があたかも回答者のようにそれに対して意見表明しているのは妙な印象。

また、会長も含めて他の委員と同時共有できない委員の個別的意見聴取が、あたかも審議会における審議であるかのごとくに扱われている印象も受け、これにも違和感を覚える。ゆえに、意見聴取の扱いについて、審議会と事務局との権限関係の再確認も含めて再考を要するのではないか。 （児矢野委員）



審議会会議外での各委員からの個別の意見聴取に関して本来事務局に求められるのは、(i)出された意見の集約、(ii)それに基づく論点・各論点にかかる委員会の意見の相違に関する整理、(iii)その結果を次回の審議会会議において検討すべき論点としての提示をすることにより、次の審議会での検討の前提材料を準備することと思われる。

委員から出された意見に対して、事務局の判断で実体内容にかかる回答をして自身の立場を改訂案に反映させることではないだろう（制度上、事務局にはそのような権限はない）。

そして、審議会は次回の会議において、事務局が準備した論点整理に従って議論・検討して意思決定を行い、事務局はその結果を改訂原案に反映させ、その次の審議会会議の叩き台とする、…ということではないかと思われる。

現段階でようやく原案が出てきたように思われるので、今後はこのようなプロセスが可能になるのではないかと。したがって、事務局には、委員からの意見に回答するのではなく、上記（i）～（iii）の作業をやって頂けないか。

（児矢野委員）

審議会会議で確認された事柄・その内容は、制度上、次の審議会会議の叩き台となる改訂案に反映されなければならぬはずだが、事務局の判断により反映されていない箇所が、全体として散見されるようである。

これは、審議会メンバーではない事務局の権限超越にも該当するのではないかとわれ、手続上強い懸念を覚える。

（児矢野委員）

アセス審議会に意見を照会したとのことだが、具体的に何を照会したのか、事務局に説明をお願いしたい。

親会では、「アセス配慮書の省略に鑑みて、道基準案においてはアセス配慮書で考慮されるべき事項（基準）を具体的に記載するべきであり、そのような具体的な基準案の内容の妥当性について意見を照会すべき」旨、意思決定されていたと記憶している。

他方で、過去アセス審議会に意見照会された時点までに、親会ではアセス配慮書で考慮されるべき具体的な事項に関する原案は示されていないと思われる。とすれば、1) 3月・5月のアセス審では何に関して、どのように意見が照会されたのか。「配慮書省略の観点と累積的影響の観点から」というだけでは、具体的によくわからないので、事務局にご説明をお願いしたい。2) 上記親会の意思決定によれば、上記状況ではアセス審への意見照会は必要十分にできないはずである。

ゆえに、上記にかかる今後の意見照会のスケジュールにつき、事務局による見通しについてご説明をお願いしたい。

（児矢野委員）

「関係する他部会・審議会への意見照会状況」で「その他の審議会への意見照会は…の調整をもって行った。」について、1) 審議会の事務局との調整（＝事務局間の調整）だけでは、制度上、審議会への照会にはならない（事務局は、審議会の活動を代替することはできないため）。ゆえに、事務局にではなく審議会への意見照会が必要。2) 「その他審議会」とは、いかなる審議会か、事務局にご説明をお願いしたい。3) 上記説明だけでは、実体が不明なので、事務局間で、何を、いかなる形で調整し、調整結果はいかなるものなのか、事務局に説明をお願いしたい。

（児矢野委員）

市町村に対して誘導的な質問になっていたおそれはないか確認したい。

（吉中委員）